

## ～公益法人立入検査でよくある指摘事項など～

立入検査の際の指摘や指導事項について、多くの法人に共通する事項を記載しました。適正な法人運営の参考にしてください。

### 1. 機関運営について

- ① 社員総会（評議員会）の開催を理事会で決議せず、招集通知を发出していた。
- ② 理事会において社員総会（評議員会）の開催に係る日時、場所及び議題等を決議していなかった。
  - 理事が社員総会（評議員会）を招集する場合には、開催に係る日時、場所及び議題等を、理事会で決議する必要があります。（法人法 38 条（181 条）、39 条（182 条））
- ③ 定時社員総会（評議員会）の招集通知に際して、計算書類等を提供していなかった。
  - 定時社員総会（評議員会）の招集通知に際しては、理事会の承認を受けた計算書類等を社員（評議員）に提供しなければならないとされています。（法人法 125 条（199 条））
  - したがって、計算書類等を承認する理事会と定時社員総会（定時評議員会）は、中 2 週間（14 日間）以上を開ける必要があります。
- ④ 決算理事会と定時社員総会（定時評議員会）の間隔が 2 週間（中 14 日）以上空いていなかった。
  - 定時社員総会（定時評議員会）の2 週間前から計算書類等を備え置くこととされていますが（法人法 129 条 1 項、（199 条））、当該備え置き書類は理事会の承認を得たものであることが求められます。
- ⑤ 役員の選任にあたり、一人ずつ選任したとの説明があったが、議事録にその旨の記載がなかった。
  - 役員の選任にあたっては、複数人を一括で決議することなく、それぞれの役員について個別に決議を要します。（内閣府「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」II-4）
  - 議事録に記載がないと、役員の選任が適正に行われたか確認ができませんので、一人ずつ選任した旨を、必ず議事録に記載するようにしてください。

⑥ 役員の選任にあたり、一括決議によることの同意を評議員会で得てから一括承認を行ったとの説明があったが、議事録にその旨の記載がなかった。

→ 役員の選任にあたり、実務上やむを得ず一括決議を行う場合には、議長等の提案として一括決議とすることの採決を取り、全会一致で一括決議の同意を得たことを、役員の選任決議とは別に、必ず議事録に記載するようにしてください。  
(一括決議とすることの同意を求める議事と、役員の選任の議事とは異なります。)

⑦ 役員の選任にあたり、欠格事由の確認を行っていなかった。

→ 役員の中に、欠格事由に該当する者がある場合は、公益認定を受けることができません。(認定法6条1号)

確認にあたっては、欠格事由に該当しないことの確認書を徴収する等、書面により確認しておくようにしてください。

⑧ 定款に定められた方法で、貸借対照表の公告を行っていなかった。

→ 貸借対照表は、定時社員総会（評議員会）の終結後、遅滞なく公告しなければならないとされています。(法人法128条(199条))

定款において、広告方法を「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」としている法人で、掲示していない事例が多く見受けられますので、定款を再確認し、忘れずに公告を行うようにしてください。

⑨ 法人の諸規程で定めた内容と、実態に相違が生じている。

→ 公益認定当初に定めた「事務処理規程」、「会計規程」等の諸規程が、現在の法人の実態に合っておらず、規定どおりに運営されていない事例が散見されます。

法人の実態に合わない規程があれば、速やかに改正し、規定どおりの法人運営がなされるようにしてください。

## 2. 業務運営について

① 「変更認定申請」又は「変更届出」を行わずに、認定事業を変更（事業の追加・廃止・拡大等）していた。

→ 公益法人が認定法11条に該当する変更を行う場合には、事前に行政庁に対し変更認定申請を行い、認定を受ける必要があります。

また、認定法13条に該当する変更を行った場合には、変更後遅滞なく行政庁に変更の届出をする必要があります。

認定事業について、追加・廃止・拡大等の変更がある（あった）場合は、必ず「変更認定申請」又は「変更届出」を行ってください。

判断に迷う場合は、早めに行政庁までご相談ください。

② 定款を改定したが、「変更届出」が提出されていなかった。

→ 認定法13条に該当する、定款や役員報酬基準等の変更を行った場合も、「変更届出」を提出する必要があります。